

2025年4月1日

双日エアロスペース株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

社員が仕事と生活の調和を図りワークライフバランスを実現できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づき、以下の行動計画を策定する。

【計画期間】

2025年4月1日から2030年3月31日まで(5年間)

【目標】

ワークライフバランスの実現に向け、以下を目標とする。

- ①計画期間における男性社員の育児休業等取得率を80%以上とする。
- ②フルタイム労働者の所定外労働時間を月平均25時間以内とする。

<目標達成のための対策>

- (1) 男性社員の育児休業等取得に向け、育児関連休暇・休職制度の取得に関する社内制度説明を継続実施するとともに、対象男性社員に積極的取得を促す。…(新規)
- (2) 勤怠管理システムにより各組織の所属長は管下社員の時間外労働状況を常に把握し、長時間過重労働傾向にある社員および所属長には、時間外労働が一定時間を超過した時点で、勤怠管理システムから自動的に注意喚起を発信する。…(継続)
- (3) 総務人事部は、長時間労働傾向にある社員および所属長と面談を行い、時間外労働削減の具体的な対策について検討する。…(継続)

<ワークライフバランス実現に向けて当社が実施してきた取組み>

- (1) フレックス勤務制度の導入
- (2) 産後育児休暇(有給、子の出生後1年以内に通算40労働日まで分割で取得可)の導入
- (3) 育児休職期間の拡充、取得対象者の条件拡充
- (3) 育児短時間勤務制度の導入および拡充
- (4) 看護休暇の導入および拡充
- (5) 年次有給休暇年間一律20日間の付与
- (6) 夏期休暇の導入
- (7) 深夜残業、休日出勤の原則禁止
- (8) 多様な就労形態に対応するため、地域限定勤務のエリア職を導入
- (9) テレワーク勤務制度の導入

以上